# 厚生労働省 千葉労働局

## **Press Release**

千葉労働局発表 令和4年8月5日 照会先

千葉労働局労働基準部賃金室 室長 庄司 淳

室長補佐 坂本 知穂

(電話) 043-221-2328

報道関係者 各位

## 千葉県最低賃金の31円の引上げを答申

千葉地方最低賃金審議会(会長:大澤克之助)は、千葉労働局長(局長:江原由明)に対し、千葉県最低賃金を31円引き上げ、時間額984円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

- 1 本年7月12日、千葉労働局長から千葉地方最低賃金審議会に対して諮問を行った千葉県最低賃金(地域別最低賃金)の改正について、同審議会は審議の結果、本日(8月5日)、現行の最低賃金の時間額953円を31円引き上げ(引上げ率3.25%)て、984円に改正することが適当である旨の答申を行いました。
- 2 この「31円」の引上げ金額は、中央最低賃金審議会の「令和4年度地域別最低 賃金額改定の目安について(答申)」において示された目安どおりの金額です。
- 3 今後は、この答申を受け、異議申出の公示等の諸手続を経て、千葉県最低賃金額 が決定されることになります。

改正額の効力発生日は、現時点では令和4年10月1日が見込まれます。

- 4 厚生労働省では、最低賃金引上げに向けた環境整備に係る中小企業・小規模事業 者支援として、「業務改善助成金」の活用を推進しています。
  - 業務改善助成金(別添1リーフレット参照)

事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金-千葉県最低賃金から30円以内-)を30円以上引き上げ、設備投資等を行った事業主に対して、最大600万円(90円コースの場合)の助成金が支給されます。

→千葉労働局雇用環境・均等室(電話043-306-1860)

助成金の申請を検討される事業主の方で、最低賃金近辺の賃金を引き上げる場合は、現在の最低賃金が引き上げられる前に申請する必要があります。

5 「千葉働き方改革推進支援センター」(別添2リーフレット参照)

千葉労働局委託事業として、様々な経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談ができる「千葉働き方改革推進支援センター」(電話0120-174-864)を設置しています。同センターでは、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業への支援として、生産性向上に向けた取組や、上記助成金を含めた申請の相談等を行っています。

#### <参考1:最低賃金について>

○ 千葉県最低賃金について

地域別最低賃金である千葉県最低賃金は、産業、職種、常用・臨時・パート等の属性、 年齢等にかかわりなく、千葉県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用され ます。千葉県最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は、最低賃金法第4条違反として 罰則(50万円以下の罰金)の対象となります。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

#### ○ 特定最低賃金について

特定最低賃金は、地域別最低賃金とは別に、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会の調査審議を経て、同審議会が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要であると認めた業種に設定されます。

千葉県においては、現在、7つの業種について設定がなされていますが、千葉県 最低賃金額よりも高いものは、「鉄鋼業」と「電子部品・デバイス・電子回路、電 気機械器具、情報通信機械器具製造業」の2業種となっております。

- 最低賃金に算入されない賃金
  - ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
  - ② 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
  - ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
  - ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

#### <参考2:最近5年間の千葉県最低賃金の改正状況>

	平成29年度	平成30年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最低時間額	868円	895円	923円	925円	953円
引上げ額	26円	27円	28円	2円	28円
対前年度引上げ率	3.09%	3.11%	3.13%	0.22%	3.03%

# 令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内 (千葉版)

『業務改善助成金 (通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い 賃金 (事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の 概要 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、 設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練) などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した 費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!



業務改善助成金

検索

概要

#### ※申請期限:令和5年1月31日

	· 13/11 2 + 17 13 1 1							
コース区分	引上 げ額	引き上げる 労働者数	助成 上限額	助成対象事業場	助成率			
30円コース	30円 以上	1人	3 0 万円					
		2~3人	5 0 万円					
		4~6人	70万円					
		7人以上	100万円					
		10人以上(※1)	120万円					
45円コース	45円 以上	1人	4 5 万円		3/4 (75%)			
		2~3人	70万円	NT0200###				
		4~6人	100万円	以下の2つの要件を 満たす事業場				
		7人以上	150万円					
		10人以上(※1)	180万円	・事業場内最低賃金と 千葉県最低賃金の	生産性要件を			
60円コース	60円 以上	1人	6 0 万円	十条県販低員並の 差額が30円以内	満たした場合は(※2)			
		2~3人	9 0 万円		4/5 (80%)			
		4~6人	150万円	・事業場規模100人以下				
		7人以上	2 3 0 万円					
		10人以上(※1)	3 0 0 万円					
90円コース	90円 以上	1人	9 0 万円					
		2~3人	150万円					
		4~6人	270万円					
		7人以上	4 5 0 万円					
		10人以上(※1)	600万円					

- (※1)10人以上の上限額区分は、売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者の事業場が対象となります。
- (※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。 助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び 率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。
  - 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

#### 助成金支給きでの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、 千葉労働局に提出



交付決定後、 提出した計画に 沿って事業実施



千葉労働局に 事業実施結果 を報告



支給

## ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和5年3月31日です。

## お問い合わせ先

◆ 「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0120-366-440 (受付時間 平日8:30~17:15)

## 申請先

◆ <u>千葉労働局</u> 雇用環境・均等室 企画部門

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎 電話番号 **043-306-1860** (受付時間 平日8:30~17:15)

#### 働き方改革推進支援資金

◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や 運転資金の融資を行っています。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



# 千葉県最低賃金の改正 に合わせて活用することができます。

令和4年度の千葉県最低賃金及び特定最低賃金の改正金額及び改正日は現時点では未定ですが、改正されれば、必ず同最低賃金額以上となるよう賃金を引き上げなければなりません。中小企業・小規模事業者で生産性向上のための設備投資等を行う意向がある場合には、千葉県最低賃金等の改正に合わせて事業場内最低賃金を引き上げることにより、設備投資等に要した費用の一部について助成を受けることができます(この場合、千葉県最低賃金等の改正日までに、申請した後、賃金を引き上げている必要があります。なお、助成は事業場単位です)。

貸 厚生労働省・千葉労働局

令和4年度 千葉労働局委託事業 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

事業主、 労務担当者様

ぜひ

秘密厳守

相談· 専門家派遣 無 火

# ではある。 (社会保険労務士等) (社会保険労務士等)

# ☑ 取組みはお済みですか?

□ 残業60時間超の賃金引き上げ

義務化 (2023年4月)

□ 育児・介護休業規程の改訂

(2022年4月、10月)

□ パワーハラスメント防止措置策定

中小企業にも義務化(2022年4月)

□ 同一労働同一賃金

□ 時間外労働の上限規制

□ 年5日の年次有給休暇の確実な取得



ご都合に合わせた 相談方法が選べる!

「**千葉働き方改革推進支援センター**」では、働き方改革関連 法の内容にとどまらず、改正された育児・介護休業法(男性の 育児休業取得促進)、仕事と育児や介護の両立支援、治療と仕 事との両立(不妊治療、がん、脳疾患等)、職場におけるハラ スメント防止措置、良質なテレワーク、多様な正社員制度、副 業・兼業など多様な働き方の実現に向けた支援を行います。

## 1 企業訪問

(2) 電話・メール

3 センター来所

オンラインでの ご相談にも対応可能



# 千葉働き方改革推進支援センター

20120-174-864

受付時間 平日9:00~18:00

住所 〒260-0013

千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館7F

MAIL hk12@mb.langate.co.jp FAX 043-301-5835

URL https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/

相談・セミナー情報詳細は、 ホームページをご覧ください。

働き方改革 千葉

Q検索





2019年4月~

年次有給休暇の 確実な取得

2019年4月~ 太企業 2020年4月~ 中小企業

> 時間外労働の 上限規制

2020年4月~ 太企業 2021年4月~

同一労働同一賃金



育児・介護休業法における義務化

躍推進法における義務化

(※) 労働者101人以上の事業主

#### 個 間 申

千葉働き方改革推進支援センター FAX: 043-301-5835

事業場名						ご担氏			
所在地	〒	-							
連絡先	電話								
	FAX					E-MAIL			
訪問 希望日	<ul><li>・ 令和</li><li>・ 令和</li></ul>	年	月 月 月	日日日日	( (	)		オンライン相談希望 日、日程調整のお電話を差し上げます	-
<b>相談内容</b> ✓をお付け 下さい		浅種協会 高の 影を は のよう のよう のよう のよう で のよう で のよう で のよう で のよう で のよう で のよう で の の の の の の の の の の の の の	)申請・ ]一賃金 賃金規定 ]度の整値 最の取得	<sup>俳正規労働者</sup> 等の見ī 備 義務付(	直し	□ □ 善) □ □ □	無期転 生産金制 職務度 ラス	金制度 換制度 向上への対応 J度全般 析・職務評価 プロフェッショナル制度 メントの防止措置	

#### 【個人情報の取り扱いについて】

- 本申込書にご記入いただいた個人情報(以下「個人情報」)を取得する事業者:ランゲート株式会社(以下「当社」)
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先: 情報通信部 PMR 担当 E-MAIL: privacy@mb.langate.co.jp 取得した個人情報は、「令和 4 年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」(以下「本事業」)の相談支援 のためのみに利用します。
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者(中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 専門家)に、個人情報を委託することがあります。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である千葉労働局に、個人情報を書面にて提供することがあります。
  - ※ 上記内容について □ 同意する (チェックしてください)